



### 参議院議員通常選挙

～この一票託そうこの国わたしの未来～

■お問い合わせ  
田辺市選挙管理委員会 (☎ 0739 26 9945)

#### 任期満了に伴う参議院議員 通常選挙が執行されます

投票日は通常国会閉会の日から24日以後30日以内の日曜日となります。(7月11日執行が想定されていますが、通常国会閉会の日の変更により日程が変更される場合があります。ご了承ください。)

わたしたちの声を国政に反映させる大切な選挙です。棄権したり無効票を投じることなく、有意義な一票を投じましょう。

#### 投票できる人

- ① 投票日で満20歳以上の日本国民で、選挙当日選挙人名簿に登録されていて欠格事項(公民権停止等)に該当しない人
- ② 基準日(公示日の前日)の3か月前以降に田辺市へ住民登録した人は田辺市では投票できませんので、転入前の住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。
- ③ 基準日が近づいてから以降、市内間で転居の届出をした人は、前の住所地の投票所で投票していただく場合があります。

ります。(投票所入場券の投票所欄をご覧ください。)

#### 投票所入場券

投票所入場券(3名連記)は、公示日ごろに各世帯へ郵送します。投票の際は、切り離して各自で投票所へお持ちください。入場券が届かなかったり、紛失したりした場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、当日、投票所でお申し出ください。

#### 選挙公報

候補者の名前や政党等の名称、政見などを掲載した選挙公報を投票日の2日前までに各戸へお届けします。期日になっても届かない場合は、選挙管理委員会へご連絡ください。

#### 投票所で

選挙区選挙と比例代表選挙の2種類の投票用紙がありますので、よく確かめて投票してください。

#### ①選挙区選出議員選挙

候補者の名前一人を書いてください。(政党の名称等を書くとは無効になります。)

#### ②比例代表選出議員選挙

候補者名簿に記載された候補者の氏名一人又は政党等の名称一つを書いてください。

#### 期日前投票と不在者投票

##### 期日前投票

投票日当日に投票できない見込みの人は、期日前投票制度をご利用ください。

##### 期間

公示日の翌日から投票日の前日までの16日間(投票日が7月11日の場合は、公示日が6月24日で、6月25日(金)から7月10日(土)までの16日間になります。)

##### 時間

8時30分～20時

##### 場所

- 本庁舎3階「第一会議室」
- 龍神行政局1階「第二会議室」
- 中辺路行政局2階「会議室」
- 大塔行政局2階「ロビー」
- 本宮行政局「玄関ホール」

##### 持ち物

投票所入場券(無くても選挙人名簿に登録されていれば投票

#### 票できません。)

##### ■不在者投票

① 出張、学業や用務で他市区町村へ長期間滞在している人は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会ですら投票ができます。お早め上記までご相談ください。

② 不在者投票の指定施設に入院・入所している人で不在者投票事由に該当する人は、その施設で投票することができます。病院長・施設長に申し出てください。

##### ◇市内の指定病院・施設

南和歌山医療センター、紀南病院、紀南こころの医療センター、田辺中央病院、玉置病院、千寿荘、ケアハウス神島、真寿苑、第二真寿苑、あきつ、自彊館、龍トピア、鮎川園、熊野本宮園

#### 郵便等による不在者投票

次の①から③までに該当する人で投票の意思がある人は、自宅で郵便等による不在者投票ができます。郵便等による不在者投票をするには「郵便等投票証明書」が必要

#### アパート・マンション等のオーナー・管理組合の皆さんへ

共同住宅共聴施設の改修、有線テレビジョン放送施設への移行を行う場合に、それに要する経費負担が著しく過重になるものについて、その一部を国が補助する制度が開始されています。

助成金の申請受付は、8月31日(金)までです。

※なお、ケーブルテレビ等の有線テレビジョン放送施設に移行する場合、加入契約料や月額利用料等が必要となります。



です。で事前に交付を受けてください。

■対象

- ① 身体障害者手帳を持っている両下肢、体幹、移動機能の障害が1級か2級の人と心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害が1級か3級の人、また免疫・肝臓の障害が1級から3級までの人
- ② 戦傷病者手帳を持っている両下肢、体幹の障害が特別項症(第2項症の人)と、内臓機能の障害が特別項症(第3項症の人)
- ③ 介護保険の被保険者証の要介護5を持っている人

■方法

投票日の4日前の17時までに投票用紙等を選挙管理委員会まで請求してください。(投票日が7月11日の場合は、7月7日(金)の17時までです。)

#### 代理投票・点字投票

身体が不自由といった理由で字が書けない人は代理投票ができます。また、目の

不自由な人は点字で投票することができます。投票所で係員に申し出てください。

また、上記の郵便等投票の該当者で、さらに上肢又は視覚の障害の程度が1級の人には郵便等による不在者投票においても選挙管理委員会に届け出た代理記載人が本人に代わって投票用紙等に記載を行う「代理記載制度」があります。

■投票所の変更(予定)

今回の選挙で次のとおり投票所を変更する予定ですので、ご注意ください。

- 田辺第2投票区：田辺第一小学校内中部公民館(名称変更のみ)
- 田辺第5投票区：東陽中学校内東部公民館(校内での場所変更)
- 田辺第35投票区：日向会館(場所変更)
- 龍神第9投票区：龍神市民センター「大ホール」(場所変更)
- 本宮第7投票区：下湯川多目的集会所(場所変更)

■お問い合わせ  
総務省テレビ受信者支援センター  
(☎ 0570-093-724) (☎ 03-5623-3121)

### デジタル化対応への助成制度



地上アナログテレビ放送は2011年7月24日まで完全に移行します。このため、デジタル化対応を行っていないビル陰等の受信障害対策共聴施設、デジタル化対応を行っていない共同住宅共聴施設では、2011年7月25日以降は地上テレビ放送を見ることができなくなります。

引き続き地上テレビ放送を受信するためには、現在保有・運営されている施設のデジタル放送への対応が必要です。詳しくは上記までお問い合わせください。

ビル陰等の受信障害対策用の共同受信施設の施設管理者の皆さんへ

ケーブルテレビへの移行、及び共聴施設の改修を行う場合に、それに要する経費について、その一部を国が補助する制度が平成21年度から開始されています。

助成金の申請受付は、7月30日(金)までです。

※なお、ケーブルテレビや

